

日 EU ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル
7月3日～4日、東京
提言書

Working Party 3
情報通信技術 (ICT)

3-EJ-1: 低炭素社会構築に向けた政府支援

地球温暖化問題を克服し、低炭素社会を実現するにあたり、ICT の果たす役割は大きい。ICT サービス及びソリューションは、気候変動問題への対処において重要であり、他のセクタにおける二酸化炭素排出量の削減を可能とする。

ICT はエネルギー節約や二酸化炭素排出量の削減を可能とするだけでなく、経済発展や生産性向上をも両立させ得る。短期的には、ICT は世界のエネルギー利用量の計算において主要な役割を果たすであろうし、長期的にはより複雑化するシステムのプロセスの管理・最適化において重要な役割を果たすようになるだろう。人対人のコミュニケーションを促進する技術は従来からの ICT の領域であるが、機械対機械のコミュニケーションによるプロセスの最適化及び自動化、人対機械のコミュニケーションによるプロセスの計測とモニタリング及び意思決定の改善は、いずれも ICT が中心的な役割を果たす分野である。また協働を支援する技術、例えばテレビ会議や通信は、人の移動やビルのスペースを節約することにより、温室効果ガス排出の削減をもたらす。

ICT の本質は効率化・省力化であり、電子政府・自治体、電子カルテ、ITS、テレワーク等、各分野において ICT の利活用を促進することにより、業務効率の改善、業務プロセスの改革、エネルギー使用効率の改善、日常生活における温室効果ガス排出の削減等が可能となり、社会全体の環境負荷低減に貢献することができる。欧州のデジタル産業は環境負荷軽減に対して ICT が持つ貢献可能性につき積極的に情報発信をしてきている。(EICTA Report: High Tech/Low Carbon, 2008)

さらなる促進に向けて、ICT による環境負荷低減効果を可視化し、納得性を向上させるため、国際的な「共通のものさし」(評価手法等)の確立が求められる。日本、EU 両政府の積極的なリーダーシップに期待する。

一方で、ICT の普及拡大に伴って、ネットワーク機器、サーバ、ストレージ等、ICT 機器による電力使用は増加する。これには、通信キャリア、ISP、その他ネット事業者等が膨大な数に及ぶインターネットスパム等のネットワーク不正利用に対応するため浪費しているエネルギーや投資も含まれ、これらがより有意義な ICT 投資に向かうよう、ネットワーク不正利用を撲滅するための最善な方法にも注意を払う必要がある。また、機器の材料やデザインの選択は、環境全体への影響を持つ。従い、機器そのものの環境負荷低減をより一層進めるため、革新的な技術開発に向けた取組みを、官民が継続して推進することが

必要である。また、そうした技術革新に加えて、使用済みの ICT 機器をリサイクルして環境負荷を削減するような社会制度の構築も、引き続き官民が協力して推進すべき課題である。

この観点において、Internet Governance Forum の枠組みで ITU が立ち上げた“Dynamic Coalition on Internet and Climate Change (I & CC)” は日本総務省、インド TERI、そして GeSI がサポートしており、両国・地域の産業界及び政府として支持すべきものと考えられる。これは、インターネットの環境へのインパクトを緩和する狙いで、世界の温室効果ガス排出量削減のためにインターネットが持つ力を活用する新たな方法を検討する取組みである。

地球温暖化問題は、環境への配慮と社会・経済の持続的発展を両立させるという人類共通の複雑な課題である。解決に向けては、我々の英知を結集し、技術や制度、行動様式の変革を促すイノベーションを追及していかなければならない。ICT はイノベーションを促進するプラットフォームであり、両政府は ICT を活用し、イノベーションを実現するために、研究開発、実証実験を推進すると共に、積極的に成果を共有し啓発すべきである。これは先進国のみならず、今後適用拡大が予想される発展途上国における低炭素社会実現に貢献すると期待される。

日本、EU 両政府は、地球温暖化問題に対して ICT を適用する際の評価手法を確立し、政策的アクションを通じて ICT がもたらす恩恵を実現するに当たって乗り越えるべき多様な障壁(行動様式、初期投資、能力・意識の不足等)の評定を行うべきである。また、ICT 機器の環境負荷低減の推進者として、並びに課題解決に向けてイノベーションを加速化する立場として取組みが期待される。2008 年 7 月に開催される主要国首脳会議(G8 サミット)において、この「ICT と環境」が議論され、ICT と環境の関係がより良く理解され、持続的発展に寄与していくことを期待する。

3-EJ-2: 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し及び現行補償金制度の適正化

著作権補償制度及び私的録音録画補償金制度については、デジタルコンテンツの一層の利活用の促進に向け、私的複製に関する補償制度の抜本的見直しに向けた検討を行うための日・EU の対話・協力を実施する必要がある。現状では、著作権補償金制度の下で補償されており、(少なくとも欧州においては)アナログ時代に遡る制度が適用されている。著作権補償金制度は、私的複製により生じる収益の損失を補填する方法であるが、著作権侵害に対抗する制度ではない。

これは、DRM 等を活用したビジネスモデルの構築が見られる現状や個別ユーザとの利用契約を前提としたオンラインコンテンツ配信の拡大を踏まえた動きである。これらのケースにおいては、著作権補償金制度は、消費者に対して二重の支払いを課している事になり得る。制度の見直しにあたっては、現行の排他的権利の制度を尊重しながら、技術と契約により著作物の利用行為に対する経済的利益の回収を可能とする新しい流通実態も併せ、権利者やクリエイターへの適正な補償方法を総合的に勘案すべきであり、これに

より消費者・権利者・機器提供者等の関係者にとって透明性・公平性の高い制度が構築されると考える。

現在の制度は、技術の進歩や利用の実態、並びに市場競争環境を考慮した、透明性・公平性の高い制度に改善すべきである。私的複製への実際の利用や、権利者への被害状況を考慮することなく、データ容量のみに比例して課される補償金の算定方法は維持されるべきではなく、EUの Copyright Directive に反するばかりか、利用者の利便性に応えようとする先進記録メディア技術の導入を遅らせる。上記算定方法は私的複製が起こす権利者への実際の損害を反映すべきであり、情報社会の発展に向けて、技術進歩を阻害することのないようにすべきである。

3-EJ-3: ICT 機器ベンダに対する市場アクセスについて

我々は、最も成功した通商協定の一つである Information Technology Agreement (ITA) を、維持 (maintain) することを明白に支持する。ITA によってもたらされた情報技術製品の市場アクセス機会の増大は、世界中でイノベーション、消費者利益、生産性、貿易、投資、そして経済の成長へとつながった。ITA 加盟各国は、ITA 対象製品に対する関税をとり除く義務がある。しかしながら、我々は、本来 ITA の対象であるべき製品が有税扱いされ、またさらに新たなコンバージェンス技術を用いた製品の関税ゼロのステータスを失う脅威にさらされていることを懸念している。

ITA 加盟各国は、情報技術製品に対する市場アクセス機会を常に増大させることを考えなければならない。市場開放に関する合意内容とその精神は維持されなければならないし、ITA 対象製品の関税削減という約束事項は遵守されなければならない。両国政府は、現在の ITA の維持 (maintenance) 作業を進めることにまず注力する必要がある。加えて、ITA 加盟国の拡大に向けて協力すべきである。

3-EJ-4: 次世代ネットワークを活用した活力ある社会の発展について

日本及び EU を含む G8 諸国は人口減/人口増の縮小に直面しており、また GDP 伸び率においても新興諸国に比べ鈍化傾向が予想されている。帯域保証やセキュリティ等の優れた技術で実現される次世代ネットワークの構築と利活用は、少子高齢化、介護・医療問題、雇用問題、防犯・防災、エネルギー・環境問題等の社会的課題の解決と、高成長を続ける新興諸国との連携による日本・EU の経済成長を促進し、活力ある社会の発展に多いに貢献することが期待される。

そのため、両政府は次世代ネットワークの推進に向け、幅広い分野での協力を一層促進すべきである。具体的には、次世代ネットワーク関連技術の国際機関における標準化活動における協力や、次世代ネットワークを活用した多彩なサービス(例:遠隔医療を含むヘルスケア、テレワーク、ホームセキュリティ、e ラーニングを活用した人材育成・生涯教育、映像配信等のエンタテインメント、SNS 等を活用した地域・国際連携等)の実現に向けた利活用促進施策及び関連制度改革、異業種・他業界のプレーヤーも含めたオープンなコラボレーションが推進されるための環境整備を推進すべきである。

こうした取り組みを通じて、次世代ネットワークの利活用推進を図っていくことが必要であり、結果的には、両国の産業全体の競争力向上や国富の拡大に繋がっていくものと考えられる。両政府は、かかる見地に立って、各国・地域におけるネットワーク活用のベストプラクティス共有、並びに成功要因・障壁の整理・周知等を行い、ネットワークの利活用を加速化し、活力ある社会の発展を促進するべきである。

3-EJ-5: ネットワークに関する投資と規制の関係について

通信業界では、IP化をはじめとする急速な技術革新を背景に、新しい競争者・新しいビジネスモデルの登場、そしてイノベーティブなサービスへのユーザからの期待といった当該分野の展開を受けて、市場が著しい変化を遂げており、この環境変化に応じて規制も絶えず適応すべきである。新たなブロードバンド技術を活用して多種多彩なブロードバンドサービスが展開されていくことにより、消費者は付加価値を享受できることとなるとともに、当該分野における長期的な持続的競争をもたらされることになる。

こうした状況を実現していくためには、投資に最適な環境を確保し、真にインフラベースの競争の発現を活性化する必要がある。ネットワークの構築や更改には莫大な投資が必要であり、競争の激化、不確定の将来の需要に加えて、投資収益性へのインパクトを含めた卸料金規制、ユーザ料金規制や接続規制など「規制上の不確実性」が大きい場合には、高い経済的なリスクを伴う。このため、規制環境は、ネットワーク投資へのインセンティブを与えるべきであり、ICT 投資への適切なリターンを許容すべきであると再度提言する。この観点で、将来の ICT 投資を決定する上で政策担当者は重要な役割を果たすといえる。

日本と EU の両政府は、好ましい事業・投資環境の構築を実施すべきである。

3-EJ-6: 通信・放送の融合・連携によるイノベーションの推進について

ICT 技術の急速な革新により、従来の通信と放送の枠組みを超えた新たなサービスが登場してきている。両政府では、通信・放送の融合・連携時代に即した法体系の抜本的な見直しを実施・検討されているが、技術の進展による新たな市場の創出、イノベーションを通じた ICT 産業の国際競争力の強化を目指して、柔軟なビジネス展開を可能とするような制度環境の実現が望まれる。

両政府は各国における制度整備を進めると共に、国際的な制度の整合性の確保に向けた対話・協力を行うべきである。具体的には、コンテンツの国際流通の促進や、コンテンツに係る規制に関する内外無差別の確保に向けた議論を行うべきである。

3-EJ-7: 社会システムの信頼性・堅牢性の確保に向けた連携強化について

サイバー空間における情報セキュリティの問題は国家の枠組みを超えて発生する事象である。IT 障害の影響もまた一カ国内にとどまらない事象となっている。つまり、社会システムをはじめ、ICT 基盤の信頼性・堅牢性の確保は、問題発生時の国際的な影響の波及を考えると、グローバルに共通の課題である。日欧両地域は、各地域内でその共通課題を認識し情報セキュリティの課題解決にむけて取組みを始めているが、地域間の国際連携はいまだ不十分である。ネットワークは国境を容易に越えるため、各国、地域内はもちろんのこと、他地域の政策と協調することでよりその効果を高めることが出来る。

両政府は、国際的な連携を更に強化するため、ICT に関する日 EU 定期協議等で両地域の最新の施策について情報共有を密に行うのは勿論のこと、円滑なビジネス推進の前提となる、交通インフラや金融といった社会システムの信頼性・堅牢性確保にむけて、政策会合の場でトピックとして取り上げ、日 EU 政府機関における対話強化を進めるべきである。

3-EJ-8: 模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) を通じた知的財産の保護

ICT 産業は、コンテンツ流通のバリューチェーンの全てのアクターを包含するため、著作権や商標を含む知的財産権の保護につき力強くコミットする。従って、知的財産権の世界的保護を強化するハイレベルの国際的枠組みとなる模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) に向けて、日・EU 当局が交渉に関与することを我々は支持する。ACTA は、より好ましい国際協力枠組みと当局間の密な連携を導くものである。議論されている通り、ACTA は医薬品、ブランド商品、オンラインミュージック/映画の模倣品・海賊版から消費者及び権利者を保護するに当たり、政府にとって重要な進歩をもたらす。

ICT 産業は日 EU 両政府に対し、ICT 産業に関係する製品やサービスが最も望ましい形で ACTA の範囲に含まれるよう、ICT 産業と協働して検討を進めるよう要望する。

3-EJ-9: 電子政府とパブリック・プライベート・パートナーシップに関する対話の開始

電子政府は欧州委員会の i2010 アクションプランで掲げた主要目標の一つであり、オンライン公共サービスを提供することで政府と市民・事業者をより密接にする目的を持っている。優れた電子政府サービスは、一国の国際競争力にとって戦略的意味を持つ。電子政府は公共機関の非効率で高コストな組織構造を改革し、また顧客ニーズへの集中を促し、もって公共サービスの変革を可能とする。電子政府の構築は、好ましい法的環境や技術ノウハウへのアクセス、更に業務管理の専門的知見を必要とする。このことは、政府セクタへの相当な投資を意味する。

民間セクタは、電子政府構築とその拡大において重要な役割を持つ。世界で見ると、民間セクタは、政府セクタが情報、通信、及びサービス技術に投資する量の三倍を投資している。民間セクタの参加は、競争と R&D 投資を呼び、政府セクタにとってはそれ程の投資を行わなくとも、優れた電子政府の便益を享受することを可能とする。

日本とEUは、民間セクタの電子政府構築における役割や、どのような政府と民間のパートナーシップが電子政府構築を活発化するかにつき対話を開始すべきである。日本とEUでベストプラクティスを共有し、共同イニシャティブと対策を、貿易障壁の除去にも注意を払いつつ検討すべきである。